

住民税の申告と所得税の確定申告が始まります

2月16日(火)から3月15日(火)まで

住民税の申告が必要な方

平成28年1月1日現在、伯耆町に居住している方は、原則として住民税の申告が必要です。

また、非課税(所得)証明が必要な場合や国民健康保険に加入されている場合などは、申告が必要です。



住民税の申告が不要な方

●平成27年分所得税の確定申告書を提出した方

ただし、勤務先から伯耆町に「給与支払報告書」が提出されていない場合は、申告が必要です(提出状況を勤務先へ確認してください)。

●平成27年中の収入が公的年金のみの方



所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な方

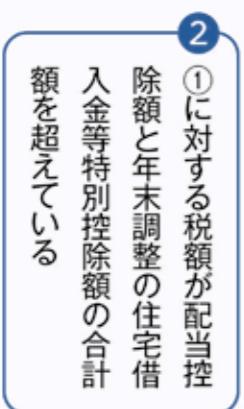
所得税の確定申告が必要な方は、確定申告を行ってください(役場でも相談を受け付けます)。

●給与がある方

- ① 給与の収入金額が2千万円を超える方
- ② 1か所から給与を受けている方で、給与以外の所得額が20万円を超える方
- ③ 2か所以上から給与を受けている方で、年末調整されなかつた給与の収入金額と給与以外の所得額の合計額が20万円を超える方

●同族会社の役員やその親族などで、同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料などの支払いを受けた方

- ④ 年末調整で扶養控除(控除対象としていた扶養親族の所得額が38万円を超えてしまった場合)などの誤りがあつた方
- ⑤ 医療費控除などを追加して、所得税の還付を受ける方
- ⑥ 医療費控除などを追加して、所得税の還付を受ける方



所得税の確定申告の必要はありません

※ただし、所得がない場合などを除いて、住民税の申告は原則必要です。

農業所得を申告される方は「收支計算」が必要です

農業所得の申告には、収入金額から必要経費を差し引く収支計算が必要となります。申告までに収入や経費の仕訳・集計をお願いします。

また、仕訳・集計用に「収支計算準備表」を役場本庁舎・分庁舎などで配付していますのでご利用ください。



平成28年度から適用される個人住民税の主な改正点

平成28年度住民税(町・県民税)の申告と平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告が始まります。これらの申告は、町・県民税額を決定するだけでなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などを算定する際の基礎になります。期限内に適正な申告をお願いします。

●住宅ローン控除の延長

個人住民税の住宅ローン控除について、適用対象となる居住年月日の期限が平成31年6月30日まで延長されました。

●寄附金税額控除(ふるさと納税)の拡充

ふるさと納税に係る寄附金税額控除について、個人住民税の基本控除に加算される特例控除額の上限が個人住民税の所得割額の20%に引き上げられました。

住民税適用課税年度	特例控除額の上限
改正前	平成21年度～平成27年度 住民税の所得割額の10%
改正後	平成28年度以降 ※平成27年1月1日以後行ったふるさと納税 住民税の所得割額の20%

役場の申告相談のご案内

とき・ところ

●溝口公民館2階

2月16日(火)～2月25日(木)

●農村環境改善センター1階

2月26日(金)～3月15日(火)

※土日は、2月21日(日)午前と
3月6日(日)のみ実施します。



受付時間

●午前の部 8時30分～10時(相談開始は9時～)

●午後の部 8時30分～15時(相談開始は13時30分～)

※2月21日(日)、2月25日(木)は午前のみ

相談日程

ご都合の悪い方は予備日にお越しください。
集落ごとに相談日を設けています。



申告に必要なもの

- 印鑑(認印可)
- 所得金額の計算に必要な書類(一例)
 - 給与・公的年金の源泉徴収票
 - 事業・農業・不動産などの帳簿類など
 - 報酬の支払調書など
- 所得控除の計算に必要な書類(一例)
 - 社会保険料(健康保険料、介護保険料、国民年金保険料など)の領収書など支払金額がわかる書類
 - 医療費の領収書(あらかじめ受診者、医療機関ごとに仕分・集計してください)
 - 保険会社が発行する生命保険料、地震保険料などの控除証明書
 - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
 - 寄附金の領収書、証明書など
- 【還付申告される方】還付金振込先の口座番号などがわかるもの(本人名義)
- 【税務署から確定申告書が届いている方】送付された確定申告書

マイホームの取得と所得税の税額控除(住宅ローン控除)

住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、取得または増改築などをした場合で、一定の要件を満たすときは、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」または「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます(新たに適用を受けるためには、確定申告が必要です)。

手続きに必要な書類の一例(初年度)

- 住宅取得資金に係る借入金の年末等残高証明書
- 住民票の写し
- 登記事項証明書、請負契約書の写し、
売買契約書の写しなど
- 増改築等工事証明書(増改築の場合)
- 補助金等の額が分かるものの写し
(補助金等の交付を受けた場合)



【問い合わせ先】住民課 税務室 ☎0859-68-3114

米子年金事務所からのお知らせ 社会保険料控除証明書の送付

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

0570-058-555

※自動音声案内に従って「3」を押してください。

国民年金保険料は、年末調整や確定申告において、全額が社会保険料控除の対象になります。

保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、確定申告の際に添付してください。

【問い合わせ先】米子年金事務所 ☎0859-34-6111

米子税務署からのお知らせ

平成27年分所得税 確定申告相談会場の開設

受付期間 2月16日(火)～3月15日(火)
※土日祝日を除く

受付時間 9:00～16:00
(相談は17:00まで)

場所 米子コンベンションセンター

※上記期間中は、税務署に申告会場を設けていませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】米子税務署 ☎0859-32-4121

3												2												月						
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	日曜	
火	月	日	土	金	木	水	火	月	水	木	火	水	木	金	木	水	火	月	木	水	火	月	木	水	火	月	木	水	火	曜
予備日(全地域対象)	予備日(全地域対象)	お休み	お休み	お休み	スカイタウン大殿、岩屋谷、小野、小町	坂長殿河内、田園町、みどり大寺、こしきが丘	予備日(全地域対象)	お休み	岸本、押口、伯耆一ヨータウン	駅前、吉長、遠藤、遠藤団地、リバータウン	上細見、立岩、木戸口、吉定	番原、真野、大原(おおはら)、須村丸山、小林、藍野、ペンション	岩立、樹水高原、アイノピア、遊久の郷、大内、籠原、林ヶ原、清山、口別所、久古、福原、サン団地	富江、未鑑、大瀧、大坂、大倉、大原(おおばら)	柘原、大瀧、大坂、大倉、大原(おおばら)	上の名、須鎌、藤屋、船越、福吉、福島、宮原、白水、根雨原、宇代	溝口一、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、谷川	間地、二部区、東畠池、西畠池	福岡区、焼杉、三部一区、三部二区	集落										
※午前のみ	※午前のみ																													
農村環境改善センター																													会場	